

# 神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

## Implementation measures of the Banjul charter and African human rights court

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2000-12-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 家, 正治, Ie, Masaji メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/1458">https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/1458</a>

This work is licensed under a Creative Commons  
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0  
International License.



# バンジュール憲章の実施措置と アフリカ人権裁判所

家 正 治

1981年6月、アフリカ統一機構の第18回元首首長会議は、「人及び人民の権利に関するアフリカ憲章」(バンジュール憲章)を採択した。一般的な地域的人権条約として、「人権及び基本的自由の保護のための条約」(ヨーロッパ人権条約)や「人権に関する米州条約」(米州人権条約)の採択とならんで画期的な出来事であった。

バンジュール憲章の実施措置については、第二部「保障措置」で規定される場所であるが、締約国の基本的な遵守義務として、第1条は、締約国は本憲章の権利、義務および自由を認め、「これを実現するために立法その他の措置をとることを約束する」と規定する。また、第25条では、教化、教育および刊行物を通じて本憲章の権利と自由の尊重を伸長・確保し、また自由と権利またそれに対応する義務が理解されるように注意する広報の義務を締約国に課している。さらに、第26条では、裁判所の独立を保障する義務と権利・自由の伸張と保護を委ねられた国家的施設の設立・改善を許可する義務を締約国に負わせている。

以上は、実体的な権利および義務を定めた第一部で規定されている締約国の基本的・一般的な義務であるが、実施措置としての具体的な制度として、憲章第二部の第62条は締約国に対して「権利及び自由を実現するためにとつた立法その他の措置に関する報告」を2年ごとに提出する報告義務を定めて

いる。しかし、国際人権規約の自由権規約が定めているような提出された報告書のその後の処置について憲章は直接規定を設けてはいないが、下記のアフリカ人権委員会の任務と権限から同委員会が審査するものと判断される。憲章は実施措置のための機関として、「人及び人民の権利に関する委員会」（以下、アフリカ人権委員会）を設置するとしている（第30条）。委員会は、「高い徳性、誠実、公平並びに人及び人民の権利の分野における能力で知られた人望の高いアフリカ人の中から選ばれた11人の委員で構成」し、その際に「法律経験を有する者に特に特別な考慮を払う」ことになっている（第31条）。そして、同委員は、「締約国によって指名された者の名簿の中から、元首首長会議による秘密投票によって選出される」ことになっている（第33条）。なお、委員会の任務は、(1)人および人民の権利を伸長すること、(2)この憲章によって定められた条件の下で人および人民の権利の保護を確保すること、(3)締約国、OAUの機関またはOAUによって認められたアフリカの機構の要請により、この憲章規定を解釈すること、および(4)元首首長会議によって委ねられたその他の職務を遂行すること（第45条）となっており、広範な機能が認められている。

また、次の実施措置として、締約国には他の締約国が憲章の規定に違反したと信ずる十分な理由がある場合、憲章は2つの処理方法を設けている。1つは、書面によりその事態について当該国の注意を喚起する方法である（第47条）。この場合、通告が送付された国は、通告を受理した後3ヵ月以内に問合せをした国に対し書面により当該事態を説明または陳述を行なうことになっている。なお、その3ヵ月の猶予期間内に当該事案が満足するように解決されない場合、いずれの国も委員会に付託することができることになっている（第48条）。他の一つは、締約国が委員会へ直接通報する方法である（第49条）。もともと、委員会が付託された事案を取り扱うことができるのは国内的救済措置が尽された場合である（第50条）。委員会は事案の検討に際して、関係国に関連情報の提供を要請することができ、また関係国は委員会

に代表を出席させ、かつ、書面または口頭による意見を提出することが認められている（第51条）。委員会は関係国その他から必要と認める情報を収集し、かつ友好的解決に達するための手続を試みた後、合理的期間内に、事実とその判断を記した報告を作成し、関係国と元首首長会議に送付される（第52条）。委員会はその際に有用と認める勧告を元首首長会議に対し行なうことができることになっている（第53条）。

さらに、憲章はまた、締約国以外による通報、例えば個人や非政府団体などが通報し、それを委員会が審議することを認めている（第55条1項）。しかし、この場合、いくつものハードルが設けられている。まず、その通報は、委員会の多数決によって決定された場合にその検討が行なわれる（第55条2項）。

また、委員会が受理した通報も第56条に規定される7つの要件に合致しなければならないことになっている。それらは、(1)通報者が匿名を要求した場合にも、通報者が示されていること、(2)アフリカ統一機構憲章またはこの憲章と両立しうるもの、(3)関係国およびその機関またはアフリカ統一機構を軽視または侮辱する用語で書かれていないこと、(4)マスメディアによって広められた情報のみに基づいていないこと、(5)国内的救済措置が存在する場合には、それを尽くした後送付されていること（ただし、この手続が不当に遅延していることが明らかな場合は、この限りではない）、(6)国内的救済措置が尽くされた時または委員会が当該事態を知った時から合理的な期間内に提出されること、および(7)国連憲章もしくはアフリカ統一機構憲章の原則またはこの憲章の規定に従って関係国によって解決された問題を扱っていないこと、である。これらの中でも、とりわけ(2)の要件はあまりにも一般的であり、両立しないという理由が安易にもちだされ、審議が拒否される可能性がないとはいえないことが指摘されている<sup>(1)</sup>。なお、委員会が通報につき実質的な審議に入る前に委員長により関係国に通知されておくことになっている（第57条）。

(1) 田畑茂二郎著、『国際化時代の人権問題』岩波書店、213頁。

さらに、次の関門として、憲章は、委員会が「人及び人民の権利の一連の重大又は大量の侵害の存在を示す特別の事態」についてのみ係わることを認めているにすぎない、ことがあげられる（第58条1項）。すなわち、一またはそれ以上の通報が、以上のような事態に明らかに関係する場合には、委員会はこの特別の事態に対し元首首長会議の注意を喚起することになっている。この場合、元首首長会議は、委員会に対し、事態の詳細な研究を行ない、委員会の判断と勧告を付した事実報告を作成することを要請することができる、ことになっている（第58条2項）。しかし、これは要請することができるという元首首長会議の権限であって、実際に要請が行なわれるという保証はない。以上のように、締約国以外の通報には種々の条件が付されているが、委員会の報告は元首首長会議の決定に基づいて委員会によって公表されることになっている（第59条2項）。また、委員会の活動に関する報告は、元首首長会議によって検討された後、委員長によって公表されることになっている（第59条3項）。これらの点においても、元首首長会議の決定あるいは検討という介入が入っている。以上の諸点について、どのように運用・実践されるのか注目される<sup>(2)</sup>ところである。

ところで、上述のように、バンジュール憲章は、ヨーロッパ人権条約や米州人権条約が実施機関として設けている人権裁判所を設けていない。このことは、同憲章の実効的な適用を損ねるものとしてもっとも強く批判を受けているところである。しかし、この欠落は、アフリカ諸国の法的認識が対決的な第三者による裁定を避け、伝統的にコンセンサスによる和解に基づくという理由で、正当化されていた。しかし、その後のアフリカの事態はこの批判が正しいことを立証した。<sup>(3)</sup>

(2) アフリカ人権委員会の活動について、拙稿、「アフリカ統一機構と人権」【神戸外大論叢】第46巻第7号（1995年）、36-39頁参照。

(3) Gino J.Naldi and Konstantinos Magliveras, Reinforcing the African System of Human Rights: The Protocol on the Establishment of a Regional Court of Human and People's Rights, *Netherland Quarterly of Human Rights*, Vol.16 No.4 (1998), pp.431~432. なお、近年、アフリカ諸国による国際司法裁判所の利用は注目される<sup>(3)</sup>ところである。

1994年6月、チュニスで開催された第30回元首首長会議は、アフリカ人権委員会の能率を高める手段について、委員会と協力して協議し、またとくにアフリカ人権裁判所の設立を審議するために政府専門家会議を開催することを事務総長に要請した。1995年9月、同政府専門家グループは、ケープ・タウンの会議で、「人及び人民の権利についてのアフリカ裁判所の設立に係わる人及び人民の権利に関するアフリカ憲章の議定書」(以下、アフリカ人権裁判所議定書)草案が採択された。アフリカ統一機構の加盟国に意見が求められ、第2回会議が1997年4月開催された。ケープ・タウン草案は若干修正して採択され、ノウアクコット(Nouakchott)議定書と名づけられた。1977年6月のハラレにおける元首首長会議で、ノウアクコット議定書を採択することができなかったことから、同草案を修正するための第3回政府専門家会議が1997年12月にアディス・アベバで開催された。ノウアクコット案を修正したアディス・アベバ草案は、1998年6月8日から10日にかけて、ブルキナファソのオウアガドゥーゴー(Ouagadougou)での第34回元首首長会議で採択されることとなった。<sup>(4)</sup>

同議定書の採択は、アフリカ大陸における人権の保護にとって重要なステップとなる可能性を有するものである。<sup>(5)</sup>同議定書の本文は以下のとおりである。<sup>(6)</sup>

## 第1条〔裁判所の設立〕

以下では「裁判所」として言及される人及び人民の権利についてのアフリカ裁判所がアフリカ統一機構に設立される。その組織、管轄権及び機能は本議定書により規律される。

## 第2条〔裁判所及び委員会との関係〕

裁判所は、本議定書の規定を想起し、以下「憲章」として言及される、

(4) Gino J.Naldi and Konstantinos Magliveras, *ibid*, pp.432~433.

(5) Makau Mutua, *The African Human Right:A Two-Legged Stool?*, *Human Rights Quarterly*, Vol.21 No.2 (1999), p.342.

(6) 本文は、*African Journal and Comparative Law*, Vol.9 Pt.4 (1997), pp.953~970に英文および仏文が掲載されている。

人及び人民の権利に関するアフリカ憲章により付与される、以下「委員会」として言及される人及び人民の権利に関するアフリカ委員会の保護のための権限を補完する。

### 第 3 条〔管 轄 権〕

1. 裁判所の管轄権は、憲章、本議定書及び関係国が批准した他のすべての関連する人権文書の解釈及び適用に関して付託されたすべての事件及び紛争に及ぶ。
2. 裁判所が管轄権を有するかどうかに関する紛争の場合には、裁判所が決定する。

### 第 4 条〔勧告的意見〕

1. アフリカ統一機構の加盟国、アフリカ統一機構及びその機関のいずれか、又はアフリカ統一機構が承認したいずれかのアフリカの組織の要請により、裁判所は憲章又は国家が批准した他のすべての関連の人権文書に関するいかなる法律問題に関し意見を与えることができる。
2. 裁判所は、すべての裁判官が個別意見又は反対意見を与える権利をもつことを条件として、勧告的意見に理由を付さなければならない。

### 第 5 条〔裁判所への提訴〕

1. 以下のものは裁判所に事件を付託する権利をもつ。
  - a. 委員会
  - b. 委員会に苦情を申し立てている締約国
  - c. 苦情が委員会に申し立てられている締約国
  - d. その市民が人権侵害の犠牲者である締約国
2. 締約国が事件に利害を有する場合には、その締約国は参加が認められるよう裁判所に要請することができる。
3. 裁判所は、本議定書の第34条(6)の規定を条件として、委員会にオブザーバー資格を有する関連の NGO 及び個人に裁判所に直接訴訟を行なう権利を与えることができる。

## 第 6 条〔事件の受理可能性〕

1. 裁判所は、本議定書の第 5 条(3)の下で提起された事件の受理可能性について決定する場合、委員会の意見をできるだけすみやかに与えるよう要請することができる。
2. 裁判所は、憲章第 56 条の規定を考慮して事件の受理可能性について決定する。
3. 裁判所は、事件を審理又は委員会に移送することができる。

## 第 7 条〔法の淵源〕

裁判所は、憲章及び関係国が批准した他のすべての関係の人権文書の規定を適用する。

## 第 8 条〔事件の審理〕

裁判所の手続規則は、委員会及び裁判所との補完性に留意して、裁判所が付託された事件を審理する詳細な条件を規定する。

## 第 9 条〔友好的解決〕

裁判所は、憲章の規定に従って係属中の事件の友好的解決に達するよう努めることができる。

## 第 10 条〔聴聞及び代理〕

1. 裁判所は公開で審理を行なう。しかし、裁判所は、手続規則で定められるように非公開で審理を行なうことができる。
2. いずれの訴訟当事者も、自己の選択する法律上の代理によって代表される権利をもつ。無料の法律上の代理が、裁判の利害がそれを必要とする場合、提供される。
3. 裁判所に出延するいかなる人、証人又は当事者の代理も、裁判との関係における機能、任務及び義務の遂行に必要な保護及びあらゆる便宜を、国際法に従って、享受する。

## 第 11 条〔構成〕

1. 裁判所は、高い道徳的性格並びに人及び人民の権利の分野に認められ

た実務上、司法上又は学術上の能力及び経験をもつ法律家の中から個人的資格で選出される、アフリカ統一機構の加盟国の国民である、11人の裁判官で構成される。

2. いずれの裁判官も同じ国の国民であってはならない。

#### 第 12 条〔任 命〕

1. 議定書の締約国は、それぞれ 3 人の候補者を提案することができる。その内の 2 人は少なくともその国の国民でなければならない。
2. 任命の過程において、十分な性別の代表性に妥当な考慮が払われなければならない。

#### 第 13 条〔候補者名簿〕

1. 本議定書の効力発生とともに、アフリカ統一機構の事務総長は、裁判所の裁判官の任務のための被任命者を、その要請から90日以内に、提示するよう議定書の各締約国に要請する。
2. アフリカ統一機構の事務総長は、任命された候補者のアルファベット順の名簿を準備し、及び以下「会議」として言及されるアフリカ統一機構の元首首長会議の次の会期の少なくとも30日前にそれをアフリカ統一機構の加盟国に送付する。

#### 第 14 条〔選 挙〕

1. 裁判所の裁判官は、本議定書の第13条(2)で言及される名簿から会議により秘密投票で選出される。
2. 会議は、全体として裁判所において、アフリカの主たる地域及び主たる法制度を代表するように確保しなければならない。
3. 裁判官の選挙において、会議は十分な性別の代表性を確保しなければならない。

#### 第 15 条〔任務の期間〕

1. 裁判所の裁判官は 6 年の任期中で選出され、一度のみ再選されることができる。最初の選挙で選出される 4 人の裁判官の任期は 2 年後に終了し、

及び他の4人の裁判官の任期は4年後に終了する。

2. その任期が最初の2年後及び4年後に終了する裁判官は、最初の選挙が行なわれた直後にアフリカ統一機構の事務総長が行なうくじによって選出される。
3. 任務の任期が終了していない裁判官を取り替えるために選出された裁判官は、前任者の任期の残余につき任務を遂行する。
4. 所長以外のすべての裁判官は、非常勤でその職務を遂行する。しかし、会議は、適当と見なす場合、この措置を変更することができる。

#### 第16条〔任務の宣誓〕

裁判所の裁判官は、その選出後、自己の義務を公平に及び誠実に遂行するために厳粛な宣言を行なうものとする。

#### 第17条〔独立性〕

1. 裁判官の独立性は、国際法に従って、十分に保証される。
2. いずれの裁判官も、同じ裁判官が当事者の一方の代理人、顧問若しくは弁護士として又は国内若しくは国際裁判所の又は調査委員会若しくは他のなんらかの資格での構成員として以前に参加したいかなる事件をも審理してはならない。この点に関するいかなる疑念も裁判所の決定によって解決される。
3. 裁判所の裁判官は、選挙の時から任務の期間を通じて、国際法に従って、外交機関に与えられる免除を享有する。
4. 裁判所の裁判官は、いかなる時も、その職務の行使において出されたいかなる決定又は意見に対しても責任を負わなければならない。

#### 第18条〔非両立性〕

裁判所の裁判官の地位は、裁判所の手続規則に決められるように、裁判官の独立性若しくは公平性又は任務の要求を妨げるようないかなる活動とも両立しない。

## 第 19 条〔任務の停止〕

1. 裁判官は、裁判所の他の裁判官の全員一致の決定によって、当該裁判官が裁判所の裁判官である必要条件をもはや充足していないと判断されないならば、任務を停止又は解任されない。
2. 裁判所のかかる決定は、その次の会期の会議により無効とされないならば、最終のものとなる。

## 第 20 条〔空 席〕

1. 裁判所の裁判官の死亡又は辞任の場合、裁判所の所長はただちにアフリカ統一機構の事務総長に通報する。事務総長は死亡の日からの又は辞任が効力を有する日からの空席を宣言する。
2. 会議は、残余の任期が6カ月以内でなければ、その任務が空席となった裁判官を補充する。
3. 第12条、第13条及び第14条で規定されている同じ手続及び考慮が、空席の補充のために適用される。

## 第 21 条〔裁判所の所長の地位〕

1. 裁判所は、2年の任期で、所長及び1人の副所長を選出する。それらは一度のみ再選可能である。
2. 所長は、常勤で司法上の職務を遂行し及び裁判所の所在地に居住する。
3. 所長及び副所長の職務は、裁判所の手続規則に規定される。

## 第 22 条〔除 外〕

裁判官が裁判所に付託された事件の当事者であるいずれかの国民である場合、その裁判官はその事件を審理してはならない。

## 第 23 条〔定 足 数〕

裁判所は、7人の裁判官の定足数を有する場合、事件を審理する。

## 第 24 条〔裁判所の書記局〕

1. 裁判所は、手続規則に従って、アフリカ統一機構の加盟国の国民の中

から、書記及び書記局の他の職員を任命する。

2. 書記の事務室と住居は、裁判所が所在する場所でなければならない。

#### 第 25 条〔裁判所の所在地〕

1. 裁判所は、本議定書の締約国のなかの会議が決定した場所に設けられる。しかし、裁判所の多数が望ましいと考えた場合、また関係国の事前の同意ある場合、アフリカ統一機構のいずれかの加盟国の領土で開催することができる。

2. 裁判所の所在地は、裁判所と協議の後、会議によって変更することができる。

#### 第 26 条〔証 拠〕

1. 裁判所はすべての当事者による陳述書を審理し、及び必要とみなす場合には調査を行なう。関係国は、事件の効果的な処理のために関連する便宜を提供して援助する。

2. 裁判所は専門家の証言を含めて書面及び口頭による証拠を受理することができ並びにかかる証拠に基づいて判決を行なう。

#### 第 27 条〔認 定〕

1. 裁判所は、人又は人民の権利の侵害が存在したことを認定した場合、公正な補償又は賠償の支払いを含めて、侵害を救済するために適当な命令を行なう。

2. 極度の重大性および緊急性の場合、及び人に対する取り返しのつかない危害を避けるために必要な場合、裁判所は必要とみなす暫定的措置を採用する。

#### 第 28 条〔判 決〕

1. 裁判所は、審理の終了後90日以内に判決を与えなければならない。

2. 多数決により決定される裁判所の判決は、最終のものであり、上訴は認められない。

3. 上記の第2項を損なうことなく、裁判所は、手続規則に定められる条

件に基づき、新証拠に照らしてその決定を再審査することができる。

4. 裁判所は自ら行なった決定を解釈することができる。

5. 裁判所の判決は、当事者に妥当な考慮を払って、公開の裁判所で朗読される。

6. 裁判所の判決には理由が付されなければならない。

7. 裁判所の判決が、全部又は一部、裁判官の全員一致の決定を表すものでない場合、いずれの裁判官も個別又は反対意見を述べる権利を有する。

#### 第 29 条〔判決の通知〕

1. 裁判所の判決は、訴訟の当事者に通知され並びにアフリカ統一機構の加盟国及び委員会に送付される。

2. 閣僚理事会は、また、判決を通知され及び会議に代わりその執行を監視する。

#### 第 30 条〔判決の執行〕

本議定書の締約国は、裁判所が定める時間内に当事者であるいかなる事件の判決にも従うこと及びその執行を保証することを約束する。

#### 第 31 条〔報告〕

裁判所は、会議の各通常会期に、前年度の作業に関する報告を提出する。報告は、とくに、国家が裁判所の判決に従っていない事件を明記する。

#### 第 32 条〔予算〕

裁判所の経費、裁判官の報酬及び手当並びに書記局の予算は、アフリカ統一機構が裁判所と協議して定める規準に従って、アフリカ統一機構が決定し及び提供する。

#### 第 33 条〔手続規則〕

裁判所は、その規則を作成し及び自己の手続を決定する。裁判所は適当な場合には委員会と協議する。

#### 第 34 条〔批准〕

1. 本議定書は、憲章の締約国による署名及び批准又は加入のために開放

される。

2. 本議定書への批准又は加入の文書は、アフリカ統一機構の事務総長に寄託される。
3. 議定書は、批准又は加入の15の文書が寄託された日より30日後に効力を発生する。
4. その後に批准又は加入する締約国に対して、本議定書は批准又は加入の文書の寄託の日にその国に関して効力を発生する。
5. アフリカ統一機構の事務総長は、本議定書の効力発生について、アフリカ統一機構のすべての加盟国に通知する。
6. 本議定書の批准の時に又はその後のいずれかの時に、国家は、本議定書第5条(3)の下の申立を受理する裁判所の権限を受諾する宣言を行なう。裁判所は、かかる宣言を行っていない締約国に係わる第5条(3)の下のいかなる申立も受理してはならない。
7. 上記の第6項でなされた宣言は、アフリカ統一機構の事務総長に寄託される。事務総長は締約国にその写しを送付する。

#### 第 35 条〔改 正〕

1. 本議定書は、議定書の締約国がアフリカ統一機構の事務総長にその趣旨について書面による要請を行なう場合、改正されうる。会議は、本議定書のすべての締約国がそれにつき十分に通知され及び裁判所が改正に関する意見を与えた後、単純多数決により、改正案を採択することができる。
2. 裁判所は、また、アフリカ統一機構の事務総長を通じて、必要と見なす本議定書の改正を提案する権利を有する。
3. 改正は、アフリカ統一機構の事務総長が受諾の通知を受理した後30日後、改正を受諾した各締約国に効力を発生する。

バンジュール憲章の規定が遵守され適用されているかを監督するために、

アフリカ人権委員会に関する監視の体制は憲章の規定する体制では不十分であり、また同委員会の1987年創設以後の活動も種々の困難性から十分ではない。<sup>(7)</sup>このような中で、アフリカ人権裁判所の設立を規定した意義は強調してもしすぎることはない。議定書に関する分析は後日に期すことにするが、議定書には種々のあいまいな点がある。しかし、国家の受諾宣言を条件にしてではあるが、NGOや個人に訴訟資格を認めるなど積極的な規定を設けている。もっとも、アフリカ人権委員会と同様に、その運用や活動・実践が今後問題となるが、とりわけポスト冷戦期におけるアフリカ諸国による国際司法裁判所の活用を併せ見れば、アフリカ人権裁判所の役割は大きなものになると考えられる。

以 上

---

(7) Cf. Claude E. Welch, The African Commission on Human and People's Rights: A Five Year Report and Assessment, *Human Rights Quarterly*, Vol.14 No.1 (1992), pp.53~57.

(8) 上述の脚注以外に、例えば、Gino J.Naldi, The Organization of African Unity, An Analysis of its Role, 1999, pp.147~157; Hamid Boukrif, La Cour africaine des droit de l'homme et des peuples: un organe judiciaire au service des droits de l'homme et des peuples en Afrique, *African Journal of International and Comparative Law*, Vol.10 Pt.1 (1998), pp.60~87がある。